明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六）　一
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委六）　七
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同七）　八
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（同八）　八
○輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（経済産業四四）　八
○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（同四五）　八
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件の一部を改正する件（同四六）　九
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十一年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本年金機構入札関係　一七
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

省令

経済産業省令第六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条、第二条及び別表第一、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第四項及び第五項及び別表の規定に基づき、並びに同法を実施するため、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月五日

経済産業大臣　直嶋　正行

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号イ（二）中「精度が〇・二マイクロメートル未満のプローブを用いてドイツ技術者協会の規格（ＶＤＩ／ＶＤＥ二六一七）」を「国際規格」に、「測定の不確かさ」を「最大許容長さ測定誤差」に改め、同条第三十八号ロ中「直径の最小値」を「呼び径」に、「五ミリメートル」を「五Ａ」に改め、「もののうち、アルミニウム」を「内容物と接触するすべての部分がアルミニウム」に改める。

第二条第一項第二号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニからリまでをロからトまでとし、同条第二項第七号に次のように加える。

リ　セラミックであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　炭化けい素の含有量が全重量の八〇パーセント以上のもの

（二）　酸化アルミニウムの含有量が全重量の九九・九パーセント以上のもの

（三）　酸化ジルコニウム

第二条第二項第十一号中「又は検出器」を削り、同号イ中「使用することができる」を「使用するように設計した」に改め、同号ロ中「ことができる」を「ように設計した」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　前号に掲げるものの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　検出器

ロ　センサーデバイス

ハ　センサーカートリッジ

第二条の二第一項第一号中「、ホワイトポックスウイルス」を削り、同条第二項第四号中「ただし」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ　次の（一）又は（二）に該当するもの

（一）　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

（二）　使い捨ての部分品を使用するもの

第三条第七号タを次のように改める。

タ　次のいずれかに該当する推進薬

（一）　一キログラム当たりの発熱量が四〇、〇〇〇、〇〇〇ジュール以上の固体及び液体の混合燃料

（二）　二〇度の温度かつ一気圧において計測した一立方メートル当たりの発熱量が三七、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ジュール以上の燃料及び燃料添加剤（化石燃料又は植物に由来する有機物を原材料として製造される燃料を用いて製造したものを除く。）